

平成16年度事業評価書要旨

(平成17年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成16年8月
金 融 庁

事業評価の実施に当たって

1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、昨年に引き続き事業評価（事前評価）を実施することとしました。なお、平成 17 年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、評価を実施しています。

2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容）

事業評価の実施に当たっては、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られるか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られるか）の観点から評価を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

（１）事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

（２）事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

（３）評価

上述のとおり、法律に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

必要性の観点

（ア）公益性の有無

（イ）国で行う必要性の有無

（ウ）民営化・外部委託の可否

（エ）緊要性の有無

（オ）他の類似施策の有無

有効性の観点

- (ア) これまで達成された効果、今後見込まれる効果
- (イ) 効果の発現が見込まれる時期

効率性の観点

- (ア) 手段の適正性
- (イ) 効果とコストの関係に関する分析
- (ウ) 適正な受益者負担

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(5) 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見

8月5日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、事業評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

各事業の評価結果

地域再生計画と連携した投資家教育プロジェクト

1. 事業の目標、目的

本事業は、
地域再生計画との連携によって地域経済の活性化等を目指すこと、
金融商品・サービスが多様化する中、国民が内容を理解した上で自らの判断と責任
で主体的に金融商品・サービス等を選択できるよう、金融の仕組みや取引ルール等に
対する国民の知識・理解を深めること、
を目的としています。

2. 事業の内容

政府は現在、地域再生の推進に向けた取組みを進めていますが、「地域再生推進のためのプログラム」(平成16年2月27日地域再生本部決定)では、国が講じるべき金融庁関連の支援措置の1つとして、「投資家教育プロジェクトとの連携」(=自治体が行う投資家教育プロジェクトへの副教材の提供、講師派遣等)が盛り込まれています。

これを受けて、本支援措置を内容とする地域再生計画の認定を受けた自治体に対し、支援の一環として、「金融経済教育を考えるシンポジウム」の開催、副教材の提供及び研修講師の派遣を行います。

- ・17年度概算要求額

- 地域再生計画に対する支援(4,335千円)

- シンポジウム開催経費(9,385千円)

3. 評価

(必要性)

本事業は、「地域再生推進のためのプログラム」に掲げられた国が講じるべき支援措置を実施するものであり、当然に国で行う必要があります。

なお、投資教育については、昨年12月の金融審議会第一部会報告「市場機能を中核とする金融システムに向けて」においても、「関係団体と行政が連携して、学校から社会人に至る投資教育のスタンダードモデルを作成し、優れた教材や教育方法を共有しつつ有効に提供していく体制を工夫すべきである」等の指摘がなされるなど、国としての関与の必要性が謳われています。

(有効性)

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。

今後見込まれる効果としては、地域再生計画との連携によって地域経済の活性化等が図られるほか、金融審議会第一部会の上記報告が指摘するとおり、貯蓄から投資への流れが加速され、「効率的で安定した金融システムや実体経済の実現に寄与すること」が期待できます。

(効率性)

教育という事業の性格上、これらの事業における効果とコストの関係を定量的に分析することは困難ですが、地域において金融経済教育の一層の推進が図られることになれば、貯蓄から投資への流れが加速され、効率的で安定した金融システムや実体経済の実現に寄与することが期待できます。

マネー・ローンダリング対策及びテロ資金対策に係るコンピュータ・システムの機能改善

1. 事業の目標、目的

金融機関等から届け出られたマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の疑いのある取引に関する情報を犯罪捜査等に効率的に結びつけるため、コンピュータ・システムによる情報の整理・分析を行ない（特定金融情報データベースシステム）、その結果犯罪捜査等に資すると認められた情報を捜査機関等に提供し、犯罪の撲滅を図ることを目的としています。

2. 事業の内容

特定金融情報データベースシステムは、組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の規定に基づいて、金融機関等から届け出られた疑わしい取引に関する情報を効率的かつ効果的に犯罪捜査等に結びつけるために整理・分析を行なうためのシステムです。

疑わしい取引の届出件数は年々大きく増加している上、犯罪の態様は日々刻々と変化しており、このような状況に対応するため、特定金融情報データベースシステムの機能を段階的に向上させていくこととしています。

平成 17 年度においては、近年社会問題化している「おれおれ詐欺」「架空請求詐欺」等の犯罪及び犯罪のボーダーレス化に伴う海外送金事案等に対応するための入力機能の変更を行い、処理能力の向上を図ります。

- ・ 17 年度概算要求額（65,202 千円）

3. 評価

（必要性）

疑わしい取引に関する情報は、犯罪捜査に係る個人情報であって保護の必要性が極めて高く、これらの情報の扱いは国際的にも中央政府機関で独占的に行うべきとされていること、また、組織犯罪処罰法において規定されている疑わしい取引に関する外国との情報交換についても、相手方を中央政府機関とすることが想定されていることから、こうした情報を扱うデータベースシステムは国において担うべきものといえます。

（有効性）

疑わしい取引の届出件数は、下表のとおり急増しており、人手のみによる整理・分析では法の要請する犯罪捜査等に資する情報の迅速・的確な捜査機関等への提供が困難となっていますが、データベースシステムを利用したことにより、これらが可能となりました。

今後も届出件数の増加傾向は継続すると見込まれますが、データベースシステムの整理・分析機能の改善を続けることにより、届出件数の増加に対応しつつ、届出に含まれる

情報の的確な処理を行うことが可能となります。

(効率性)

疑わしい取引の年間届出件数は、年々急増しており、人手による作業の限界を超えていますが、システム改善を段階的に行なってきたことにより、大量の情報の迅速かつ的確な整理・分析が可能となり、さらには犯罪捜査等に資すると認められる情報を捜査機関等に多数提供することが可能となり、システム改善を行う効果は認められます。

また、仮に、システム改善を行わず対応しようとする場合には、情報の整理・分析に費やされる人件費がシステム改善のコストよりも大きいと見込まれます。

新興市場国当局者を対象とした金融行政研修

1. 事業の目標、目的

アジアの新興市場国の金融行政当局担当者に対して、我が国の経験を踏まえた金融制度のあり方、検査・監督等の実務についての技術支援を実施することを通じて、各国の金融システムの安定や健全な発展に貢献するとともに、我が国を含むアジア地域全体の金融システムの安定性の一層の向上に寄与することを目的としています。

2. 事業の内容

当庁はこれまで、アジアの新興市場国の金融行政当局の能力向上や人材育成を積極的に支援してきましたが、近年、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国と緊密な関係を有するアジアの新興市場国の金融システムの安定や健全な発展は、我が国を含むアジア地域の金融システムの安定性の向上において一層重要となっています。また、現在我が国とアセアン各国との間で進められている経済連携協定（EPA）締結交渉の過程においては、豊富な経験を有する我が国からの技術支援の実施が強く求められています。

こうした支援ニーズの増加や多様化に積極的に対応するため、平成 17 年度においては、以下の 3 つの事業を実施することとします。

（1）保険監督者セミナー

健全かつ効率的な保険市場の発展は、金融システムの安定性の向上に不可欠ですが、アジアの新興市場国の保険市場においては、引受能力やリスク管理能力が低い中小の保険会社が大半であることや、経験や人材の不足から保険監督当局の体制整備が不十分であるため、依然として保険市場は未成熟であり、効果的なリスク分散の妨げとなっています。そのため、適切な法制度のあり方や、規制・監督等の実務に関する支援を実施し、各国の健全な保険市場の発展を支援することとします。

（2）預金保険セミナー

現在、アジアの新興市場国は金融危機を脱しつつありますが、依然として預金保険制度を含む金融のセーフティーネットの構築が遅れており、アジア地域全体の金融システムの不安定要因となっています。そのため、我が国が主体となって預金保険制度の構築を支援し、各国における健全な金融システムの発展を効果的に促進することとします。

（3）テロ資金及びマネーロンダリング対策支援セミナー

当該対策を有効に行うためには国際的な協力体制が不可欠ですが、アジア地域のいくつかの国は、FATF（金融活動作業部会）等から監視体制が十分でないとの指摘を受けています。我が国は、当該対策に関してアジア地域において中心的役割を果たすこと

が求められているだけでなく、各国の監視体制の強化は、地理的・経済的に密接な関係を有する我が国にとっても有益であるため、これを積極的に支援することとします。

・ 17年度概算要求額（76,013千円）

3. 評価

（必要性）

当庁は、銀行・証券・保険の3分野全てについて、金融制度の企画立案から検査・監督までを一貫して担うなど、我が国の金融機能の安定確保及び円滑化にかかる経験・知見を有しています。本事業は、新興市場国の金融行政当局の担当者を対象に実施することから国が行うべき業務といえます。

（有効性）

これまで、金融行政当局担当者への研修等の事業を通じて、金融行政当局の規制・監督能力の向上に貢献してきました。我が国にとってアジアの新興市場国の金融システムの安定や健全な発展が一層重要となるなか、今後とも支援ニーズの増加や多様化に積極的に対応することは重要であるといえます。

（効率性）

本事業における効果とコストの関係を定量的に分析することは困難ですが、我が国を含むアジア地域全体の金融システムの安定を通じてもたらされる効果や、我が国の金融機関や企業の業務が円滑かつ安定的に行われることによる効果は十分に大きいと考えられます。

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

1. 事業の目標、目的

検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことが重要です。このため、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促しています。限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで効率的に行うことが不可欠であり、順次システムの改良を進めています。

今後、オフサイト・モニタリングについては、預金取扱金融機関に対する新B I S規制¹の導入など、状況の変化を踏まえつつ、さらに拡充していくことが必要です。このため、オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについても、情報の効率的な処理と多様な分析を行えるよう、機能強化を図っていくことが必要です。

3. 事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化においては、まずシステムの構造について、特定のデータ様式に限定されないなど、自由度の高いものへと再構築を行う必要があります。こうしたシステムの再構築により、徴求項目の追加・変更、多様な分析、業態横断的な運用など、柔軟な機能追加が可能となります。

平成 18 年末から実施が予定されている新B I S規制に先立ち、17 年末からは、金融機関が新規制に基づく試行計算を行うこととされています。金融庁においては、試行計算結果を踏まえて新たなリスク管理手法に沿った監督が必要となるため、徴求項目の変更等を含めコンピュータ・システムの機能強化が必要と考えます。

・ 17 年度概算要求額 (319,241 千円)

¹ 国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。昭和 63 年に現行のB I S規制ができてから既に 15 年以上経過し、銀行の抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、銀行自身による内部統制、経営管理、監督当局による検証プロセス、市場規律に一層重点をおくことにより、金融システムの安定性と健全性を確保する目的として平成 18 年末に導入することとしている。

3 . 評価

(必要性)

コンピュータ・システムの機能強化は、国固有の責務である金融機関等の監督業務について、オフサイト・モニタリングの的確な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

(有効性)

コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となりました。平成 14 年 12 月に整備された早期警戒制度もこうした基礎の上に成り立つものです。平成 15 事務年度においては、16 年 9 月期の開始に向けて再構築中の預金取扱金融機関を対象としたシステムについて、業界団体や各金融機関のコメント等を踏まえつつ、監督上必要な項目の追加、不必要となった項目の廃止等、徴求するデータ項目の見直しを行いました。

新システムはオンラインでのデータ徴求が可能となり、加えて財務事務所まで展開されるよう設計していることから、迅速なデータ処理ができるようになることに加え、財務事務所での地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに行うことが可能となります。

また、新 B I S 規制の導入等、新たな行政課題に対応できるよう、柔軟性・拡張性のあるモニタリング・システム基盤の実現を目指し、再構築を行っています。

これらのモニタリング・システムの整備は、監督手法の更なる向上に寄与するものと考えます。

(効率性)

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの迅速かつ的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

公認会計士試験に係るコンピュータ・システムの構築

1. 事業の目標、目的

公認会計士試験にあたっては、複雑化、多様化、国際化している今日の経済社会において、監査証明業務を中心とする公認会計士業務の質的量的需要の増大に対応していく必要性から、公認会計士の質を確保しつつ多様な人材を輩出するため、平成 15 年に公認会計士法の改正が行われ、平成 18 年から新制度による公認会計士試験が実施されることとなりました。

この新試験においては、従来の 1 次試験、2 次試験（短答式・論文式）、3 次試験（筆記・口述）と 3 段階 5 回で行われてきた体系から、1 段階 2 回（短答式・論文式）のみの体系に変更され、試験制度の大幅な簡素化が図られてきました。加えて、短答式試験免除要件の拡大や、論文式試験における科目合格制が導入されることから受験者の大幅な増加が見込まれます。

一方、これらの施策に伴い生じる試験免除の複雑化、新試験による受験者数の増加による業務量の増大に備え、新たな公認会計士試験に係るコンピュータ・システムを導入し、個々の受験者ごとのデータ管理のできるデータベースを構築することにより迅速な判定結果の算出や多角的なデータ分析を可能にします。さらに、電子申請届出システムと連携することにより、受験者に対する行政サービスの向上等、試験事務の効率化・高度化を図っていくものです。

2. 事業の内容

本システムは、16 年度、17 年度と 2 年間かけて開発することを予定しております。16 年度においては、各府省 C I O 連絡会議が策定した「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）第 2 版¹」に基づき作成している業務・システム最適化計画をシステム開発の要件定義とし、これを基に設計・構築を行います。

16 年度において基本機能を開発し、17 年度では審査会による合否決定の参考とするための多角的データ分析機能等の追加を行います。また、16 年度に構築したシステムも合わせて、従来システムからの移行作業を行い、18 年の新公認会計士試験からの本格運用に向けて、試行運用を開始します。（試験結果の公表等の新しいオンラインサービスの一部は 17 年の公認会計士試験第 2 次試験からの提供を予定しています。）

- ・ 17 年度概算要求額（261,404 千円）

¹「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」とは、業務・システムの最適化を政府全体として整合性をもって進めていくため、業務の見直し及び情報システムの整備に関する統一的な業務・システムの管理手法を示すとともに、業務・システムの最適化に係る作業の統一的実施手順を定めるものです。（<http://www.e-gov.go.jp/doc/guideline.html>）

(注)上記の他、17年度予算要求に際し、平成17年度以降4箇年度以内に355,114千円を限度額とする国庫債務負担行為を行う。

3. 評価

(必要性)

コンピュータ・システムの構築は、国家試験である公認会計士試験において、厳正かつ公正な試験の実施が求められるものであり、国が直接行うべきものです。

(有効性)

公認会計士試験の受験者は、第2次試験において、平成14年では約13,400人、平成15年では約15,000人、平成16年では約16,300人と大幅に増加しています。

また、平成18年からの新試験においては、試験体系の簡素化や試験科目の免除等により、さらに多様な受験生が多数受験することが見込まれており、コンピュータ・システムの開発により受験者等へのサービスの向上及び事務効率の向上を図るために必要な情報処理が可能となります。

(効率性)

コンピュータ・システムの構築は、公認会計士試験を多様な多数の受験生が受験しやすくするために、公認会計士試験の的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピュータ・システムを構築せずに対応しようとする場合には、情報処理の遅延に加えて、厳正かつ公正な実施の支障になると考えられます。